

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第41条の2中「第20条」の次に「又は法第20条の5の2第2項」を加える。

第65条の3中「申請及び」を「申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同項第1号中「第12項」を「第17項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第7条の2の6及び第7条の4第3項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第8条の2中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第8条の2の2第1項中「第47条第1項の自動車」を「第47条第2項に規定する自動車（以下この条から附則第8条の2の5までにおいて「自動車」とい

う。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる自動車（第47条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第8条の2の5までにおいて同じ。）」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車を除く。以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第8条の2の4において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「次項から第8項まで及び附則第8条の2の4第1項から第13項まで」を「以下この条及び附則第8条の2の4」に、「第13項までの」を「第12項までの」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が総務省令で定めるエネルギー消費効率（第5項第1号及び附則第8条の2の4第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平

成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条並びに附則第8条の2の4第1項及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第2号中「第5項第2号及び第7項第2号並びに」を「第5項第3号及び」に改め、同号ア(ア)a中「第5項第2号及び第7項第2号並びに」を「第5項第3号及び」に改め、同号ア(ア)b中「この条及び」を「この項及び第5項第3号並びに」に改め、同号ウ(ア)a中「平成28年10月1日」の次に「（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにおいて、平成30年10月1日）」を加え、「第5項第2号及び第7項第2号並びに附則第8条の2の4第1項第7号」を「第5項第3号並びに附則第8条の2の4第1項第7号及び第4項第5号」に改め、同号ウ(ア)b中「及び附則第8条の2の4第1項第7号」を「並びに附則第8条の2の4第1項第7号及び第4項第5号」に、「の値」を「及び粒子状物質の値」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第5項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条並びに附則第8条の2の4第1項及び第2項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第5項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第7項第2号及び第8項第2号並びに同条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条並びに附則第8条の2の4第1項第6号及び第2項第4号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条並びに附則第8条の2の4第1項第6号及び第2項第4号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化

物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定め

るもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第8条の2の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の4第2項第1号中「附則第8条の2の2第2項第1号」を「附則第8条の2の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定め

るもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の4第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第8条の2の2第4項第1号」を「附則第8条の2の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第8条の2の2第4項第2号」を「附則第8条の2の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第8条の2の2第5項第2号ウ」を「附則第8条の2の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第8条の2の2第6項第1号」を「附則第8条の2の2第6項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第8条の2の2第6項第2号」を「附則第8条の2の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上である

こと。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の4第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の2の4第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「供する自動車」の次に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「装置（以下この項から第12項まで）」を「装置（以下この項から第11項まで）」に、「第1号、次項及び第13項」を「以下この項、次項及び第12項」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「第12項」を「第11項」に、「第13項」

を「第12項」に改め、同項第2号中「第12項」を「第11項」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改め、「3.5トンを超え」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え」を加え、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とする。

附則第8条の3第1項中「平成29年度分及び平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第3項第1号」に、「定めるものをいう。以下この条」を「定めるものをいう。同項第2号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第3項の表」を「次の表」に改め、「同条の」を削り、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消

費効率」という。）が総務省令で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第5号中「乗用車」の次に「（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成21年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第64条第1項第1号イ	2万9,500円	7,500円
	3万4,500円	9,000円
	3万9,500円	1万円
	4万5,000円	1万1,500円
	5万1,000円	1万3,000円
	5万8,000円	1万4,500円
	6万6,500円	1万7,000円
	7万6,500円	1万9,500円
	8万8,000円	2万2,000円
	11万1,000円	2万8,000円
第64条第1項第2号ア	6,500円	2,000円

	9,000円	2,500円			4万4,000円	1万1,000円
	1万2,000円	3,000円			5万500円	1万3,000円
	1万5,000円	4,000円			5万7,000円	1万4,500円
	1万8,500円	5,000円			6万4,000円	1万6,000円
	2万2,000円	5,500円		第64条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円
	2万5,500円	6,500円			4万1,000円	1万500円
	2万9,500円	7,500円			4万9,000円	1万2,500円
	4,700円	1,200円			5万7,000円	1万4,500円
第64条第1項第2号イ	8,000円	2,000円			6万5,500円	1万6,500円
	1万1,500円	3,000円			7万4,000円	1万8,500円
	1万6,000円	4,000円			8万3,000円	2万1,000円
	2万500円	5,500円		第64条第1項第4号ア	1万2,000円	3,000円
	2万5,500円	6,500円		第64条第1項第4号イ	2万3,600円	6,000円
	3万円	7,500円			2万7,600円	7,000円
	3万5,000円	9,000円			3万1,600円	8,000円
	4万500円	1万500円			3万6,000円	9,000円
	6,300円	1,600円			4万800円	1万500円
第64条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円			4万6,400円	1万2,000円
	1万5,100円	4,000円			5万3,200円	1万3,500円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	3,000円			6万1,200円	1万5,500円
	2万600円	5,500円			7万400円	1万8,000円
第64条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	3,000円			8万8,800円	2万2,500円
	1万4,500円	4,000円		第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (第2項)	附則第8条の4第3項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額(同項の規定により読み替えて適用される第2項)
	1万7,500円	4,500円				
	2万円	5,000円		第64条第1項第5号	4,500円	1,500円
	2万2,500円	6,000円			6,000円	1,500円
	2万5,500円	6,500円		第64条第2項第1号	3,700円	1,000円
	2万9,000円	7,500円			4,700円	1,200円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円				
	3万2,000円	8,000円				
	3万8,000円	9,500円				

	6,300円	1,600円
第64条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の25を乗じて得た額（その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額）

附則第8条の4第5項を同条第3項とし、同条第6項中「第4項の表」を「次の表」に改め、「同条の」を削り、同項に次の表を加える。

第64条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第64条第1項第1号イ	2万9,500円	1万5,000円
	3万4,500円	1万7,500円
	3万9,500円	2万円
	4万5,000円	2万2,500円
	5万1,000円	2万5,500円
	5万8,000円	2万9,000円

	6万6,500円	3万3,500円
	7万6,500円	3万8,500円
	8万8,000円	4万4,000円
	11万1,000円	5万5,500円
第64条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
第64条第1項第2号イ	4,700円	2,400円
	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円
	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
第64条第1項第2号ウ(ア)	6,300円	3,200円
	7,500円	4,000円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万5,100円	8,000円
	1万200円	5,500円
第64条第1項第3号ア(ア)	2万600円	1万500円
	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円

第64条第1項第3号ア(イ)	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第64条第1項第3号イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	6,000円
第64条第1項第4号イ	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,600円	1万4,000円
	3万1,600円	1万6,000円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (第2項	附則第8条の4第4項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額(同項の規定により読

		み替えて適用される第2項
第64条第1項第5号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第64条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第64条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の50を乗じて得た額(その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額)

附則第8条の4第6項を同条第4項とし、同条第7項中「第3項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第9条の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項ただし書中「にあっては」を「には」に改める。

附則第12条の5第1項の表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「第12項」を「第17項」に改め、同表附則第5条の4の2第2項第2号の項を削り、同条第2項中「第6項までの規定の」を「第9項までの規定の」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同項の表中「第6項」を「第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の2及び第12条の5の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成30年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
 - 4 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
-